平成２１年（フ）第１０１９５号
大阪府枚方市伊加賀南町９番15―102号
債務者　小原　　晃
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３号
福岡県久留米市大善寺南２丁目５番900―404号
債務者　中島　大輔
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月７日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４３７号
福岡県小郡市津古641番地16
債務者　世利紀美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６６号
福岡県久留米市合川町2002番地１
債務者　樋口　景一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６７号
福岡県久留米市合川町2002番地１
債務者　樋口　一惠
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１２３８号
北九州市門司区小森江３丁目６番17号
債務者　藤野　茂治
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２３９号
北九州市門司区小森江３丁目６番17号
債務者　藤野まり子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９６号
北九州市小倉北区上富野３丁目16番28号パンダ荘206号室白井伸生方
債務者　鳥越　友博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３１１号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目７―20―502
債務者　谷河　博文
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３５４号
北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目９番37号日野荘102号
債務者　渡辺　暁広
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１５号
北九州市小倉北区中津口１丁目１番41―205号
債務者　久保　重晴
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１７号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東１丁目２番５号
債務者　渡邊　朝成
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１８号
北九州市八幡西区穴生３丁目８番７号レオパレス八幡西ⅣＡ―204号
債務者　堀之内和哉
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４３１号
北九州市小倉南区葛原東２丁目14番46―303号
債務者　繁永　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５０号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目12番10―504号
債務者　春畑とみこ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５６号
福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木743番地３
債務者　西﨑　英子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４６４号
北九州市八幡西区長崎町５番36号
債務者　永井　晴美（旧姓芦谷）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部